

東京都公報

発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画の変更(八件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画課・街路計画課)……………一
- 都市計画の決定……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………四
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………四
- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………二

- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………(同)……………三
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 東京都立海上公園の休園……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………五
- 特定建築者の公募……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………七
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(同)……………七

告示

●東京都告示第七百七十六号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 墨田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十一年二月六日から同年三月二十七

日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の検査機関の名称

●東京都告示第七百七十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用 途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分
世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び練馬区貫井三丁目各区内

第一種中高層住居専用地域 追加する部分
練馬区貫井三丁目地内

第一種住居地域 削除する部分
世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び練馬区貫井三丁目各区内
追加する部分
世田谷区砧六丁目、砧八丁目及び

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	予測事項	評価の結論
廃棄物	【工事の施行中】工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法	<p>計画道路の工事の施行に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設廃棄物は、白金台区間の平面積約580㎡、南橋・港南区間の平面積約870㎡、高輪・港南区間の積りよう積約1,650㎡、合計約3,930㎡と予測されるが、再資源化率等を100%と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)の目標値(再資源化率99%以上、再資源化等率98%)を上回ります。</p> <p>計画道路の工事の施行に伴い発生する建設発生土は、白金台区間の平面積約11,500㎡、南橋・港南区間の平面積約9,700㎡、高輪・港南区間の積りよう積約34,500㎡、合計約55,700㎡と予測されますが、再利用率を100%と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ります。</p> <p>なお、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務(再資源化・再利用の推進等)による廃棄物の減量)に合致します。</p> <p>また、再資源化が困難な廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行う、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>再利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場へ搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値(再資源化率99%以上)を上回ること、建設廃棄物については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値(再資源化等率98%)を上回ること、建設発生土については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ること、及び『資源型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること」を満足するものと考えます。</p>

●東京都告示第七百三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

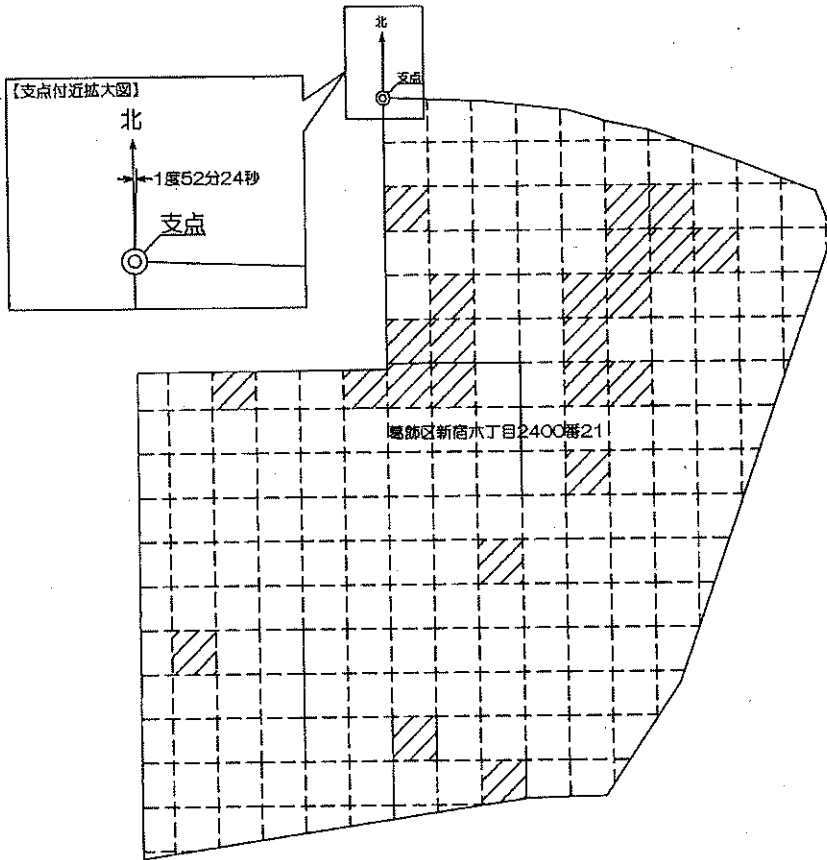
平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、墨飾区新宿六丁目2400番21の最北端とする。

【格子の回転角度（1度52分24秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界・筆境界
---	単位区画線
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区三田二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去